

令和5年

第25回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年3月27日(月)

伊勢原市農業委員会

第25回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年3月27日（月） 午前9時40分から午前10時40分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

市川 正美、重田 千秋

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫
- ・片山 淳二

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前9時40分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第25回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第25回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、9番・市川正美委員と3番・重田千秋委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案6件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。内訳は、伊勢原地区で1件、成瀬地区で3件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の2件及び大田地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

[事務局] 届出内容について、補足いたします。
報告第2号の1については、昭和57年頃に宅地、2号の2については、令和5年2月6日に宅地に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。
また、報告第2号の3については、宅地として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1及び2については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。成瀬地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は石田にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年3月1日です。対象農地の明細は、7ページです。石田字扇田に7筆、合計面積は2,899平方メートルで

[事務局] す。3月2日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡を確認しています。3月3日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年3月3日です。対象農地の明細は8ページから10ページです。下谷字高澤に19筆、同字神明に1筆、同字上中才に6筆、同字中才に2筆、合計30筆、面積は17,595平方メートルです。3月6日に事務局で現地調査を行い、イチゴ、露地野菜、水稻の刈込跡を確認しています。3月7日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年3月3日です。対象農地の明細は11ページから12ページです。小稲葉字八反地に1筆、同字下ノ町に1筆、同字廣町に2筆、同字巽に8筆、同字下河内に3筆、合計15筆、面積は6,681平方メートルです。3月7日に事務局で現地調査を行い、牧草の刈込跡、水稻の刈込跡、露地野菜の栽培を確認しています。3月9日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大山地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。通知内容について、補足いたします。

報告第5号の1については、賃貸人死亡のため、解約に至ったものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、事務局は、関係委員を退室させていただきます。

【 関係委員 退室 】

[事務局] 令和5年3月8日、伊勢原市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、伊勢原農業振興地域整備計画に定める農用地区域の用途変更について照会があったので、意見を求めます。

議案第1号の1、図面番号は1番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。

敷地面積200平方メートル未満の転用許可不要の農業用倉庫を建設するため農用地を農業用施設用地に用途変更するものです。

申出人は伊勢原市神戸の方です。

場所は、神戸字両毛の1筆の内の一部、面積694平方メートルのうち157.72平方メートル分に軽量鉄骨造平屋建て、69.55平方メートルの農機具置場を建設する計画です。

なお、市農業振興課は関係団体の意見を集約し、最終審査をして農用地の用途変更の手続きが行われます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月23日に現地確認を行いまして、経営状況等を鑑み、農機具の増加に伴う農業用倉庫建設は、適切であると考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。事務局は、関係委員を入室させていただきます。

【 関係委員 入室 】

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で1件、大田地区で1件、高部屋地区で3件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は栗窪字林窪の1筆、面積は398平方メートルの畑です。譲渡人は東富岡にお住まいの方で、譲受人は栗窪にお住まいの方です。申請地は、以前から利用状況調査で1号遊休農地として報告されている農地です。

今回、南側に隣接する農地所有者からの申請で、申請地に繁茂している篠竹が被さり、耕作に支障が生じるため、地権者に譲渡を申し出たところ了承が得られたので、有償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は7,770平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。3月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の2、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は西富岡字中島の1筆、面積は1,015平方メートルの畑です。譲渡人は西富岡にお住まいの方で、譲受人も西富岡にお住まいの方です。申請人は事業拡大のため農地を探しており、申請人の近所に住む譲渡人に譲渡を申し出たところ承諾が得られたので、今回有償にて所有権を移転します。

[事務局]

譲受人世帯の経営農地面積は6,769平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。

3月14日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、露地野菜の栽培、春季に向けての耕耘管理がされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の3、図面番号は4番です。公図をご覧ください。

申請地は下谷字中西の1筆、同字廣町の2筆、合計3筆であり、面積は1,915平方メートルの畑です。譲渡人は下谷にお住いの方で、譲受人は第2号の2の申請者と同じ方です。申請地は従前、養豚業を営んでおりましたが、前世帯主の死亡により、~~一~~廃業し荒廃しており、数年前に豚舎を解体して以来、定期的な除草等の管理を行っていました。今回、譲渡人も高齢になり管理が困難になったため、譲渡先を探していたところ申請者を紹介され、有償にて所有権を移転します。取得した農地には、葉物野菜を作付けする予定です。

譲受人世帯の経営農地面積は6,769平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。

3月14日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、露地野菜の栽培、春季に向けての耕耘管理がされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の4、図面番号は5番です。公図をご覧ください。

申請地は西富岡字経西原の農地1筆、面積は3,428平方メートルです。

譲渡人は西富岡の方で、譲受人は伊勢原市です。令和2年3月総会において、令和2年4月1日から令和5年3月31までの3年間、伊勢原市緑化推進事業に係る野菜や花卉等の栽培に使用するため申請地の賃貸借について承認されました。今回、同事業で継続して農地を賃貸借するため、再許可申請になります。申請書類の審査では農地法施行令第2条第1項ロ号に該当するため、問題はありません。令和5年3月14日に事務局と地区担当委員合同で現地調査を行い、申請地には

[事務局] 来年度に向けて適正に耕耘管理されておりました。次に、議案第2号の5、図面番号は6番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は西富岡字経西原の農地1筆、面積は2,030平方メートルです。

譲渡人は西富岡の方で、譲受人は伊勢原市です。令和2年5月総会において、令和2年6月1日から令和5年3月31までの間、前号と同様に伊勢原市緑化推進事業に係る野菜や花卉等の栽培に使用するため、申請地の賃貸借について承認されました。今回、同事業で継続して農地を賃借するため、再許可申請になります。申請書類の審査では農地法施行令第2条第1項ロ号に該当するため問題はありません。令和5年3月14日に事務局と地区担当委員合同で現地調査を行い、申請地には来年度に向けて耕耘されており、適正に耕耘管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月15日に現地確認を行い、事務局の説明のとおり篠竹が繁茂しており、譲受人が適切に管理されていることを確認しました。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月14日及び26日に現地確認を行い、事務局の説明のとおり適切に管理されておりました。

[議長] 次に、議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月14日及び22日に現地確認を行い、従前に豚舎が建設されており、砂利などが浮いていた。そのままでは畑では使用できないが、盛土を行い、畑として使用する計画が確認できたので問題ないと思われます。

[議長] 次に、議案第2号の4及び5につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月24日及び24日に現地確認を行い、事務局の説明のとおり適切に管理されていきました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号の5について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の5について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の5については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号の1、図面番号は7番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は上粕屋字一ノ郷下の1筆、面積は265平方メートルで、北側と西側は宅地、南側と東側は畑です。

譲渡人は市内上粕屋の方で、譲受人はそのお子さんで東大竹の方です。権利関係は使用貸借です。

[事務局]

譲受人が居住している賃貸住宅では手狭となり、実家の畑の一部に木造2階建ての次世代分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所が無く、転用申請となりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり
は3,000平方メートル未満であることから「第3種農地」と判断
されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は南斜面で幅15センチメートルのU字溝で雨水を受けて浸透処理します。汚水・雑排水は合併浄化槽設置し、既存の排水管に接続します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。3月23日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

議案第3号の2、図面番号は8番です。併せて、一公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は日向字南新田の1筆、面積は398平方メートルで、北側は道路、西側は宅地、南側と東側は農地に接しています。

譲渡人は市内東大竹の方です。譲受人は、同居の譲渡人のお子さんです。権利関係は使用貸借です。

譲受人の家族は6人で賃貸住宅では手狭のため分家住宅を建設します。

この場所は、令和4年6月に農振農用地の除外についての市長から意見照会で審議をお願いした場所です。他に住宅に適した土地がないために、やむを得ず農地法に基づく転用申請となりました。

申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がり
は10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されま
す。1種農地への住宅の立地について集落接続が問題となります
が、県との事前相談において問題がないことを確認しています。

一般基準及び個別基準についてですが、境界にはコンクリートブ
ロック積みをします。敷地は整地し、汚水雑排水は合併浄化槽で処理
し、雨水は浸透処理施設を設置し、流末は道路側溝に接続します。

計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。3月23日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 3月24日に現地確認を行い、事務局説明の内容に疑義はなく、問題ないと思われます。

[議長] 次に、議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 令和4年6月に行った現地確認を基に事務局説明の内容に疑義はなく、問題ないと思われます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号の1、図面番号は9番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は東富岡字田切の2筆、面積は173平方メートルです。

経過につきましては、平成8年に敷地670平方メートルに農家住宅の移転建替をしましたが、その頃から住宅敷地の一部として使用していました。車での進入は申請地を通る以外に無く、奥までレンガブロックでできています。

経過を証明する資料としては、平成12年の航空写真、平成10年度の名寄帳を提出しています。

申請地の南側は畑、西側と東側は宅地、北側は道路となっています。周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、農地の広がり10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。非農地証明書においても立地基準は適用されますが、1種農地の例外として敷地拡張・農業用施設用地は許可対象に含まれますので証明発行可能となります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 1月に確認及び説明を受けています。3月22日に再度、現地確認を行い、事務局の説明のとおり、問題ないと思われま。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、事務局は、関係委員を退室させていただきます。

【 関係委員 退室 】

[議長] 議事を進めます。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります更新の申出62件、新規設定の申出5件の計67件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が、議案第5号の1から66までの申出においては令和5年5月1日、議案第5号の67の申出においては令和5年4月1日となります。

まず、令和5年4月30日に利用権の満期を迎える62件、186筆、128,101平方メートルの更新の申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第5号の1から62までです。

この申出の内訳について、まず、伊勢原地区は、4件、10筆、5,104平方メートルの申出があり、全て賃貸借となります。

続いて、大山地区は、3件、6筆、3,312平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、1件、2筆、782平方メートルとなります。

続いて、高部屋地区は、14件、33筆、32,358平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、4件、10筆、8,483平方メートルとなります。

続いて、比々多地区は、14件、51筆、31,211平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、4件、8筆、5,505平方メートルとなります。

[事務局]

続いて、成瀬地区は、10件、16筆、8,300平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、3件、4筆、3,186平方メートルとなります。

続いて、大田地区は、17件、70筆、47,816平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、9件、39筆、25,972平方メートルとなります。

次に新規設定の申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第5号の63から67までです。

まず、議案第5号の63、高部屋地区、上粕屋字一ノ郷の1筆、507.33平方メートルの使用貸借については、受け手となる者が、本市の認定農業者かつ人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の64、比々多地区、神戸字上満寺の3筆、計1,860平方メートルの使用貸借については、受け手となる者が、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の65、比々多地区、三ノ宮字中沢山の2筆、計819平方メートルの賃貸借については、受け手となる者が、本市の人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の66、成瀬地区、下糟屋字上砂田の2筆、計1,110平方メートルの使用貸借については、受け手となる者が、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第5号の67、成瀬地区、下糟屋字長尾縄の11筆、計2,963平方メートルの使用貸借については、受け手となる者が、本市の認定農業者かつ人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。事務局は、関係委員を入室させてください。

【 関係委員 入室 】

[議長] 議案第6号、令和6年度税制改正要望について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この議案は、先ほどの全員協議会において報告したものになります。本議案は承認されますと、県農業会議へ提出をいたします。その後の流れとしましては、各市町村から提出された意見等を農業会議で取りまとめ、全国農業会議所に提出されます。全国農業会議所では各都道府県農業会議の意見等を取りまとめ、国へ要望することとなります。以上ご審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第6号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[委員] 税制要望額の根拠は何か。

[事務局] 他市町村の内容等も踏まえ、根拠も整理したい。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

以上を持ちまして、第25回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時40分 終了】

